

会 議 録

会議名	令和元年度 第1回 大野北地区まちづくり会議		
事務局 (担当課)	中央区役所 大野北まちづくりセンター 電話 042-861-4512		
開催日時	令和元年5月28日(火) 19時00分～20時00分		
開催場所	大野北公民館 大会議室		
出席者	委員	23人 (別紙のとおり)	
	その他	4人 中央区長、区政策課長、地域振興課長、公民館館長代理	
	事務局	3人 まちづくりセンター所長、同主査、地域活力推進員	
公開の可否	可	不可	一部不可
	傍聴者数	2人	
公開不可・一部公開不可の場合は、その理由			
会議次第	1 あいさつ 2 委員自己紹介 3 議 題 (1) まちづくり会議について (2) 地区課題の検討について 4 出席委員からの情報提供 5 その他 次回日程について 6 閉 会		

審 議 経 過

1 開 会

2 区長あいさつ

藤田区長あいさつ

3 委員自己紹介

出席委員による自己紹介を行った。

4 議 題

(1) まちづくり会議について

「まちづくり会議について」、「地域活性化事業交付金について」及び「まちづくり懇談会について」の各項目について事務局から説明を行った。

本件について、委員からの質問はなし。

(2) 地区課題の検討について

今年度の課題の抽出については、昨年度のまちづくり会議で、次期総合計画等の策定に向け、地区の課題や対応方法について意見交換を行った結果をとりまとめた報告書の中で重点項目としたものを中心に地区の課題の候補を抽出する方法としたい旨を事務局から説明した。

結果、地区課題の検討については、資料2のとおりとすることで了承された。

<主な意見> (委員の発言)

報告書の中で重点項目としたものを中心に地区の課題の候補を抽出することであるが、重点項目以外のものを候補とすることはできないのか。

報告書中の重点項目については、ある程度の目安としてもらいたいものであり、新たな課題があれば、それを候補とすることは問題ないとする。

5 出席委員からの情報提供

(1) 麻布大学 白石委員

・企画展示 10 3Dプリントレプリカに触れる

- フォトグラメトリーの世界 -

開催日 5月14日(火)から8月31日(土)まで

会 場 麻布大学いのちの博物館

(2) 大野北第1高齢者支援センター 古明地委員

・大野北第1ここから始まる“ちえ”講座 令和元年度第2回

認知症リスクを下げる！ ~聴力編~

日 時 7月10日(水)午後2時から午後3時30分まで

会 場 第5SKビル2階

(3) 相模原市消防団中央方面隊第三分団 宮崎委員

消防庁が作成したチラシを用いて、消防団員を募集していることについての紹介があった。

6 その他

次回日程について、令和元年6月25日(火)午後7時から開催予定である旨を報告した。

7 閉 会

脇山副会長が閉会

以 上

令和元年度 大野北地区まちづくり会議委員出席者名簿

	氏名	所属団体等の名称	出欠席
1	山口 信 郎	大野北地区自治会連合会	出
		大野北地区社会福祉協議会	
2	飯 田 秀 雄	大野北地区自治会連合会	出
3	林 知 治	大野北地区自治会連合会	出
4	脇 山 寿満子	大野北地区民生委員児童委員協議会	出
5	小野澤 行 雄	大野北地区社会福祉協議会	欠
6	小 川 紳 夫	大野北公民館	出
7	田加井 政 男	交通安全協会	出
8	荻 原 ますみ	大野北地区交通安全母の会	出
9	原 田 武 久	大野北地区老人クラブ連合会	出
10	宮 崎 誠 生	相模原市消防団中央方面隊第三分団	出
11	内 田 清	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構	出
12	大 石 清	大野北青少年健全育成協議会	出
13	清 水 博 登	青少年指導員大野北地区協議会	出
14	村 田 明 夫	スポーツ推進委員大野北地区協議会	出
15	中 山 章 治	小学校	出
16	田 尻 和 宏	中学校	出
17	大 空 正 樹	小・中学校PTA	出
18	平 井 昇	青山学院大学	出
19	河 本 真 治	桜美林学園	欠
20	白 石 一 郎	麻布大学	出
21	神 谷 恵 子	福祉グループ「輪」	欠
22	古明地 香奈子	大野北第1高齢者支援センター	出
23	木 幡 一 博	大野北第2高齢者支援センター	出
24	萩生田 康 治	にこにこ星ふちのべ商店会	出
25	渡 辺 章	淵野辺駅南口商栄会	出
26	篠 崎 雅 夫	相模原市農業協同組合淵野辺支店	出

令和元年度 第1回大野北地区まちづくり会議

日 時 令和元年5月28日(火)
午後7時から
場 所 大野北公民館 1階 大会議室

次 第

1 あいさつ

2 委員自己紹介

3 議 題

(1) まちづくり会議について【資料1】

(2) 地区課題の検討について【資料2】

4 出席委員からの情報提供

5 その他

次回日程について

日 時 令和元年6月25日(火) 午後7時から

場 所 大野北公民館 大会議

以 上

令和元年度 大野北地区まちづくり会議委員及び役員

令和元年5月28日現在

1 委員(大野北地区まちづくり会議会則 第4条別表第1)

	氏名	所属団体等の名称	役職名
1	山口 信郎	大野北地区自治会連合会	会長
		大野北地区社会福祉協議会	会長
2	飯田 秀雄	大野北地区自治会連合会	副会長
3	林 知治	大野北地区自治会連合会	副会長
4	脇山 寿満子	大野北地区民生委員児童委員協議会	会長
5	小野澤 行雄	大野北地区社会福祉協議会	会計
6	小川 紳夫	大野北公民館	館長
7	田加井 政男	交通安全協会	理事
8	荻原 ますみ	大野北地区交通安全母の会	会長
9	原田 武久	大野北地区老人クラブ連合会	会長
10	宮崎 誠生	相模原市消防団中央方面隊第三分団	分団長
11	内田 清	さがみはら国際交流ラウンジ	部長
12	大石 清	大野北青少年健全育成協議会	会長
13	清水 博登	青少年指導員大野北地区協議会	委員
14	村田 明夫	スポーツ推進委員大野北地区協議会	委員
15	中山 章治	小学校	淵野辺小学校校長
16	田尻 和宏	中学校	共和中学校副校長
17	大空 正樹	小・中学校PTA	共和小学校PTA副会長
18	平井 昇	青山学院大学	相模原事務部庶務課長
19	河本 真治	桜美林学園	地域社会連携室兼校友課課長
20	白石 一郎	麻布大学	総務部 地域連携課長
21	神谷 恵子	ボランティアグループ	福祉グループ「輪」代表
22	古明地 香奈子	大野北第1高齢者支援センター	センター長
23	木幡 一博	大野北第2高齢者支援センター	センター長
24	萩生田 康治	にこにこ星ふちのべ商店会	会長
25	渡辺 章	淵野辺駅南口商栄会	役員
26	篠崎 雅夫	相模原市農業協同組合淵野辺支店	支店長

2 役員(同会則 第6条別表第2)

役職	所属団体等の名称	氏名
会長	大野北地区自治会連合会会長 大野北地区社会福祉協議会会長	山口 信郎
副会長	大野北地区民生委員児童委員協議会会長	脇山 寿満子
副会長	大野北公民館館長	小川 紳夫
幹事	大野北地区自治会連合会副会長	飯田 秀雄
幹事	大野北地区自治会連合会副会長	林 知治

まちづくり会議について

1 まちづくり会議とは

地域において公共的な活動をしている団体等が、各地域の「地域力」を高めるために、地域資源の発見、課題解決、魅力作り、行政に対する要望の取りまとめなどについて、話し合い、自主的・自立的なコミュニティ形成に資する活動を構成団体等が協議して行うための会議体であり、平成22年度にまちづくりセンター22箇所ごとに設置された任意組織です。

地域における課題を地域で活動している団体が話し合い、お互いの活動や課題について情報交換をしていただきながら、構成団体や課題解決に取り組む新たな担い手が協働して課題解決に向けた活動を行っていただくための調整を行うもので、自らが事業を執行するための事業執行体や組織ではありません。

2 設置した背景について

まちづくり会議は、地域における住民が自主的・自立的に課題解決を図ることができる力である「地域力」を高めるために、

- (1) 地域で活動する団体がお互いの情報を知るとともに、その活動を広く地域の住民に知ってもらうための基盤整備
- (2) 地域の課題解決における団体間同士の力を合わせた「協働」手法による解決
- (3) 活動へ参加しやすい環境を整備して取り組む「担い手」の育成
- (4) 地域で活動している団体間の取り組みや歴史などの再認識

などを充実させることが重要となっており、地域活動団体間の情報の交換・共有、課題解決のための話し合いを行う「まちづくり会議」という仕組みが地域力を高めるためには、大切であるとの考えに基づき設置をしました。

3 役割について

まちづくり会議は、地域住民が自主的・自立的に地域の課題解決を行うための話し合いをしていただき、課題解決に向けた活動につなげていただくことが役割になります。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項

4 会議時間について

- ・概ね1時間から1時間30分を予定しています。

地域活性化事業交付金について

1 趣 旨

地域活性化事業交付金とは、より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、平成22年度から本市のまちづくりを進めてきた22の地区で展開される市民による自主的な事業に対して交付される交付金です。

2 対象事業

地区の活性化に資すると認められる次の事業に対して、交付します。

- (1) 地域の防災・防犯に関する事業
- (2) 地域の保健・健康づくりの増進に関する事業
- (3) 地域福祉の増進に関する事業
- (4) 産業や観光の振興に関する事業
- (5) 環境の保護・保全に関する事業
- (6) 青少年の健全育成に関する事業
- (7) 地域の文化・伝統の振興に関する事業
- (8) 生涯学習に関する事業
- (9) 地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業
- (10) 区が推進する重点事業
- (11) その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業

特に各地区において課題となっている事項の解決に資すると認められる、次のような視点を持つ事業については、優先的な交付対象事業として取り扱います。

- ・自治会への加入促進
- ・地域における公共的な活動の担い手育成
- ・公共的な活動への参加者増加
- ・公共的な活動を行う団体等の連携強化
- ・まちづくり会議が提示した地域課題の解決

また、交付対象とならない事業については、次のとおりです。

- ・政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業
- ・交付申請を行う年度において、市が実施する他の補助制度等の対象となる事業
- ・政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業
- ・調査、研究を主たる目的とする事業
- ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く。
- ・第三者への事業促進を求める事業
- ・上記に掲げるもののほか、区長が適当でないとして認める事業

3 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。

4 交付対象経費

- (1) 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等
- (2) 事業を行う上で必要な食糧費（交付対象者の構成員に対するものを除く。）、備品購入費（注）施設使用料、備品借上料等
- (3) 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等
- (4) 事業を行う上で必要な委託費等
- (5) イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等
- (6) 講演会等の講師に対する報償費
- (7) 研修会の旅費等、研修に要する経費（交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。）
- (8) その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの

（注）備品（物品等で1件1万円以上の財産）にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内までとなります。

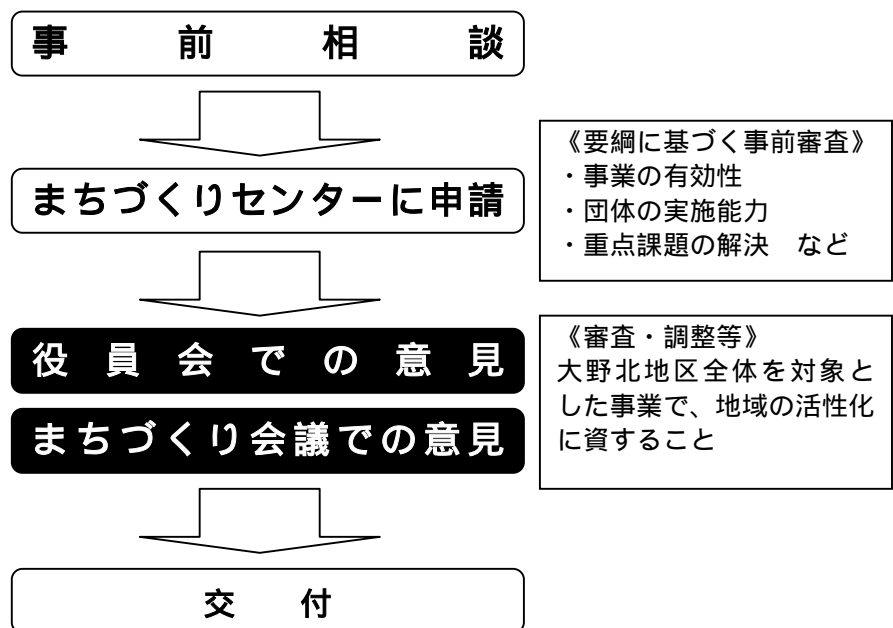
5 交付金額

交付金の交付及びその金額は、交付対象となる事業毎に予算の範囲内で決定し交付します。

6 事業の実施期間

平成31年4月1日から令和2年3月末とします。また、同一の事業に継続して交付する場合については、3年を限度とします。

7 交付決定まで



大野北地区まちづくり会議会則

(名称)

第1条 本会議の名称は、大野北地区まちづくり会議（以下、「まちづくり会議」という。）という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、地域課題の情報共有やその解決に向けての意見交換等を行い、協働によるまちづくりを推進することによって、地域力の向上を図り、もって大野北地区の発展・活性化に資することを目的とする。

(役割)

第3条 まちづくり会議の役割は、以下のとおりとする。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項

(構成)

第4条 まちづくり会議は、別表第1に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員)

第6条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 2名

2 役員には、別表第2に掲げる委員を充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

2 会長は、全体会の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 幹事は、会長及び副会長を補佐する。

5 会長は、相模原市中央区区民会議の委員となる。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(会議)

第 9 条 まちづくり会議に次の会議を置く。

(1) 全体会

(2) 役員会

(全体会)

第 10 条 全体会は、委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、構成員の過半数以上の出席により成立し、出席者の過半数の同意によって決定する。

3 全体会は、第 3 条の役割及び次の事項を処理する。

(1) まちづくり会議会則を設け、又は改廃すること

(2) 専門部会の設置に関すること

(3) その他会長が必要と認める事項に関すること

4 全体会は、会長が必要と認めたとき、又は委員の過半数の請求があったときに、会長が招集する。

(役員会)

第 11 条 役員会は第 6 条の役員をもって構成し、次の事項を処理する。

(1) 全体会の運営に関すること

(2) 全体会から役員会に委任された事項に関すること

(専門部会の設置)

第 12 条 全体会が必要と認めたときは、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の構成員等は役員会で定める。

(会議の公開)

第 13 条 全体会は、原則公開するものとし、傍聴について必要な事項は、役員会で定める。

2 全体会の記録については、要点を記述した会議録を作成し、公開することができる。

(事務局)

第 14 条 まちづくり会議の事務局は、大野北まちづくりセンターに置く。

(委任)

第 15 条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

この会則は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

この会則は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

この会則は、平成 29 年 1 月 23 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

団 体 等
大野北地区自治会連合会
大野北地区社会福祉協議会
大野北公民館
大野北地区民生委員児童委員協議会
交通安全協会
大野北地区交通安全母の会
大野北地区老人クラブ連合会
相模原市消防団中央方面隊第三分団
さがみはら国際交流ラウンジ
大野北青少年健全育成協議会
青少年指導員大野北地区協議会
スポーツ推進委員大野北地区協議会
小学校
中学校
小・中学校PTA
青山学院大学
桜美林大学
麻布大学
ボランティアグループ
大野北第1高齢者支援センター
大野北第2高齢者支援センター
淵野辺地区商店会会長連絡協議会
淵野辺駅南口商栄会
相模原市農業協同組合淵野辺支店

別表第2（第6条関係）

役 職	委 員
会 長	大野北地区自治会連合会会長
副会長	大野北地区社会福祉協議会会長
副会長	大野北公民館館長
副会長	大野北地区民生委員児童委員協議会会長
幹 事	大野北地区自治会連合会副会長
幹 事	大野北地区自治会連合会副会長

地区課題の検討について

1 地区課題とは

この会議でいう「地区課題」とは、本年度の当会議の中心的話題であり、「大野北地区まちづくり懇談会（まちづくり会議委員と課題関係部局の市の職員との懇談会）のテーマでもあります。

また、まちづくりに資する「地域活性化事業交付金」の数ある交付用件の一つにも掲げられます。

2 地区課題解決のイメージ

当会議が直接的に地区課題を解決するのではなく、委員の出身母体等に持ち帰り、団体同士で連携をしながら、地区全体で地区課題を解決するイメージを共有することと、具体的な施策について考えることです。

3 地区課題抽出の進め方

概ね次の順番で地区課題を抽出、選定していきます。

（１）地区課題の抽出

昨年度のまちづくり会議で、次期総合計画等の策定に向け、地区の課題や対応方法について意見交換を行い、その内容を報告書としてとりまとめました。

今年度については、報告書の中で重点項目としたものを中心に地区の課題の候補を抽出します。（報告書については、次回の会議にて配布予定）

（２）課題のグループ化

抽出した課題から、共通する部分を整理したものを事務局で作成します。

（３）地区課題の検討

役員会にて討議を行います。討議結果を用いて課題の優先順位を決定します。

（４）地区課題の選定

役員会にて本年度の「地区課題」を選出し、選出結果を当会議で承認します。

以上